第百十条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章　協力

第百十一条　基本原則

1　両締約国は、それぞれ自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者の間での協力を奨励し、及び円滑にする。

(a)　農業、林業及び漁業
(b)　貿易及び投資の促進
(c)　中小企業
(d)　人材の管理及び養成
(e)　観光
(f)　情報通信技術
(g)　環境
(h)　運輸
(i)　両締約国が相互に合意するその他の分野

第百十二条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第百十三条　実施

1　この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の予算上の資金その他の資源の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2　この章の規定に基づく協力に要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。

第百十四条　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　第百十一条に規定する各分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。

(b)　この章の規定の効果的な実施及び運用に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c)　合同委員会に対し、この章の規定の実施及び運用に関連する問題に関する小委員会の所見及び小委員会がとった行動を報告すること。

(d)　6の規定に従って設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。

(e)　小委員会の規則及び手続を定めること。

(f)　この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(g)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、政府開発援助その他の協力のための既存の制度に関する両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報を共有する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、小委員会が取り組む問題に関連する必要な専門知識を有する専門家として、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。

5　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

6　小委員会は、第百十一条に規定する各分野について、小委員会の下に、作業部会を設置することができる。作業部会の任務、組織その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第百十五条　次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章　紛争解決

第百十六条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関しこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4　2及び3の規定の適用上、紛争解決手続は、締約国がこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って仲裁裁判所又は紛争解決委員会の設置を要請し、又はこれらに紛争を付託したときに、開始されたものとみなす。

第百十七条　協議

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　協議の要請は、書面により提出されるものとし、並びに問題となっている特定の措置並びに申立ての根拠とされる事実及び法的根拠（該当する場合には、違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）を示すものとする。

3　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ相互に満足すべき解決を図るため、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第百十八条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第百十九条　仲裁裁判所の設置

1　第百十七条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、当該申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合